



上記は主な本学協定校の国旗です

## 平成 28 年度第 2 回高知大学国際交流基金助成事業 募集要項 (案)

平成 28 年 11 月 2 日

高知大学国際交流基金管理委員会

本学の国際戦略及び第三期中期計画を踏まえ、「高知大学国際交流基金施行細則」(平成 17 年 1 月 12 日規則第 421 号) 第 2 条に基づき、平成 28 年度第 2 回の事業計画の募集を行う。

### 1 助成対象事業

助成対象事業は、本学の学生を対象とした次の事業とする。

#### (1) 外国へ留学する学生への奨学事業

- ① 交換留学支援型 (詳細は別紙 1)
- ② 短期派遣プログラム型 (詳細は別紙 2)

### 2 支援の対象者

この事業により支援を受ける資格を有する者は、本学の正規の課程に学位取得を目的に在籍している者、本学が実施する短期派遣プログラムに参加する者

### 3 申請者

本学の教員

### 4 申請方法

申請者は、申請書を作成し添付書類等を添えて、所属部局等の長及び各種委員会の委員長(以下部局等の長という。)を経由して、国際交流基金管理委員会(事務担当: 研究国際部国際交流課)に提出すること。

### 5 募集期間

平成 28 年 11 月 2 日 (水) ~ 11 月 22 日 (火)

### 6 選考方法

選考は、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

### 7 報告書

採択された助成事業を実施する際には、高知大学国際交流基金による支援事業である旨を広くアピールするとともに、事業終了後には所定の報告書および「国際交流基金助成事業受給学生調査書」を作成し提出すること。

### 8 助成事業の公開

国際交流基金管理委員会は、助成事業の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を内外に公開できるものとする。なお、公開に当たっては「国立大学法人高知大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規則」(平成 17 年 3 月 9 日規則第 435 号)に配慮するものとする。

< 問合せ先・書類提出先 >

研究国際部国際交流課国際企画係

TEL 844-8781、8635 (内線 8781、8635)

E-mail kr05@kochi-u.ac.jp

## (1) 外国へ留学する学生への奨学事業

### ①交換留学支援型

#### 1 目的及び支援対象者

協定等に基づき外国の大学へ留学（3ヶ月～1年間）する次の本学学生に対して、留学支援のための奨学金を支給し、入学後の学習効果の向上を図る。

- (1) 学部及び大学院の正規課程に在籍している者
- (2) 学業・人物ともに優れ、経済的援助が必要であると認められる者
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り、学業を継続する者または学位を取得する者  
ただし、他の団体等から月額8万円以上の派遣奨学金等を受けることが決定している者を除く。

#### 2 支給額

留学支援のための奨学金として支給する。ただし支給額は次のとおりとする。

アジア方面：15万円、アメリカ・オセアニア・ヨーロッパ方面：18万円

#### 3 募集人員

8名程度

#### 4 留学開始時期

平成29年1月1日から平成29年4月30日までに留学を開始する者を対象とする。

#### 5 提出書類等

事業計画書（様式2-1）

#### 6 選考方法

選考は、高知大学留学生専門委員会での決定に基づき、高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

留学期間終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式5-1）および調査書（様式7）を作成し、申請者が所属する所属部局等で取りまとめ、所属長の評価を得て、国際交流基金管理委員会に提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。

また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。

## (2) 外国へ留学する学生への奨学事業

### ②短期派遣プログラム型

#### 1 目的及び支援対象者

本学の国際戦略及び第三期中期計画をを踏まえ、国際化推進及び学生交流充実の観点から、本学により作成された短期派遣プログラム（以下、派遣プログラムと略す。）に基づき、大学間交流協定校等へ派遣される学生に対して、派遣プログラム参加に係る費用の一部を奨学金として支給する。本事業の実施によって、海外派遣学生の増加につなげ国際化を推進させることが目的である。ただし、学内全学部・研究科の学生が参加できるプログラムに限る。

#### 2 支給額

1人5万円。 1プログラムあたり10人以上で上限50万円  
(ただし、派遣期間が15日以上1か月未満の場合は、1人当たりを半額支給とする)

#### 3 支援期間

本事業（短期派遣プログラム型）による支援期間は、平成29年1月1日から平成29年4月30日の間に開始されるプログラムで、派遣期間は15日以上3ヶ月以内のもの。

#### 4 募集人数

全体で30人程度

#### 5 提出書類等

事業計画書 短期派遣プログラム型（様式2-2）  
実施するプログラムの内容がわかるもの

#### 6 選考方法

高知大学国際交流基金管理委員会において審議し、学長が決定する。

#### 7 報告書

事業終了後1ヶ月以内に実施報告書（様式5-2）を作成し、直接国際交流基金管理委員会（事務担当：研究国際部国際交流課）に提出すること。

#### 8 注意事項

支援を受けることが決定したものは、高知大学国際交流基金管理委員会が実施する事業、交付式や報告会等に特別の事情がない限り参加しなければならない。

また、本事業の申請段階における学外の類似事業への申請は可能とするが、他の事業に採用された場合は、審査対象外となるので留意すること。なお、他の事業に採択された場合は速やかに連絡をすること。